

# 七尾市 議会だより

平成24年新年特別号 ●発行／平成24年1月5日 ●編集／議会だより編集委員会



新年特別号

明けまして  
おめでとうございます。



和倉温泉ヨットハーバー

## 年頭のご挨拶

明けましておめでとうございます。輝かしい平成二十四年の新春を迎えるにあたり、市議会を代表いたしまして謹んで新年のごあいさつを申し上げます。

昨年三月十一日に発生した東日本大震災は、想像を絶する被害をもたらしました。被災地の皆様方に対し、心からお見舞い申し上げるとともに、震災で亡くなられた方々の御冥福をお祈り申し上げます。

さて、地域主権改革が進展し、地方自治体の権限が拡大する中、住民代表であり、意思決定機関である市議会の果たす役割は、益々重要となっております。

このため今年、市議会として「議会基本条例」を制定・施行し、市政の諸課題に全力で取り組んでまいる所存であります。

どうか市民の皆様方におかれましても、市議会に対し、一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

清々しい新年の門出にあたり、市民の皆様のご健康とご多幸を心からお祈り申し上げます。新年のあいさつといたします。

平成二十四年一月

七尾市議会議長 石川 邦彦

**問 貴方の意見や市民の声が市議会に反映されていると思いますか。**

結果：「思う」(2%)と「やや思う」(18%)を合わせても2割にしかならず、逆に市民の声が反映されていないと思う方が全体の約半数(48%)を占めている状況です。

**問 市議会の改革は必要だと思いますか。**

結果：改革は「必要ない」と思う方はわずか4%であるのに対し、改革が「必要だ」と思う方が6割以上(63%)を占めている状況です。

**問 前問で改革が必要だと答えた方で、市議会が改革に取り組むべきだと思う課題は。**

結果：「議員数・報酬などの検討」(410人)が最も多く、次いで「市民の声が反映できる懇談会や意向調査」(293人)、「議会の審査機能の向上、政策提言能力の強化」(206人)となっています。

**問 現在の議員定数は22人ですが、議員数についてどう思いますか。**

結果：「少ないと思う」方は2%にすぎず、また、「今のままでよい」と思う方が約2割(22%)であるのに対して、「多いと思う」方が半数以上(51%)を占めている状況です。

**問 前問で議員数が多いと答えた方で、適当だと思う議員数は。**

結果：その適正数を「15人」とされた方が一番多く(123人)、次いで「20人」(78人)、「18人」(61人)となっています。

**問 市議会議員には毎月38万1千円の報酬が支給されていますが、これについてどう思いますか。**

結果：「適当だと思う」方は約2割(18%)であるのに対し、「多すぎると思う」方が全体の半数以上(56%)を占めている状況です。

**問 前問で多すぎると答えた方で、適当だと思う議員報酬額は。**

結果：議員報酬が多すぎると思う方の中で適当な額は「30万円以上35万円未満」とした方(115人)と、具体的な金額はわからないなどの理由で「無回答」とした方(114人)がほぼ同数で最も多く、次いで「20万円以上25万円未満」(103人)となっています。

**問 現在政務調査費(議員1人月額2万円)を支給しています。これについてどう思いますか。**

結果：「必要である」と答えた方が26%であるのに対し、それ以上の38%の方が「必要ない」と答えています。

**問 前問で必要であると答えた方で、適当だと思う政務調査費は。**

結果：政務調査費が必要だと答えられた方のうちで、その適当な額については「無回答」が最も多く(81人)、次いで現状の「2万円」と答えた方(70人)が多くなっています。

# 七尾市議会に関して アンケートを実施しました。

## ■アンケート実施の背景・目的

現在、議会改革の一環として、議会の基本的理念や役割・責務を定める「議会基本条例」の制定に向けて作業を進めていますが、全国的に地方議会に対して厳しい視線が投げかけられている今、市民にわかりやすい開かれた議会であることが必要だと認識しており、市民の皆様の意見や要望を伺い、今後の具体的な議会改革について更に検討していきたいと考えています。

そこでまずは、市民の皆様が現在の七尾市議会に関して、どのようにお考えなのかを伺うため、アンケートを実施しました。趣旨をご理解いただき、ご協力いただきましたことに厚くお礼申し上げます。

## ■調査方法：

1. 調査地域：七尾市内全域
2. 調査対象：満20歳以上（8月1日現在）の市民
3. 対象者数：3,000人（住民基本台帳より無作為抽出）
4. 実施方法：無記名アンケート調査（郵送により、配布・回収）
5. 調査期間：平成23年8月15日 から 平成23年8月31日



## ■回収状況

1. 発送数 3,000通
2. 回収数 900通
3. 回収率 30.0%

## 問 市議会に関心がありますか。

結果：「少しある」と答えた方が45%と最も多く、「ある」の24%と合わせると、約7割の方が議会に関心を持っており、逆に約3割（29%）の方が議会に関心がない状況です。

## 問 「七尾市議会だより」を読んでいますか。

結果：「関心のあるものだけ読む」方が約半数（49%）を占めています。「どの記事も読む」方（18%）と合わせると約7割の方が市議会だよりを読んでいます。反対に、約3割の方は、ほとんど（20%）、また、全く読んでいただけなかったり（6%）、市議会だよりそのものをご存知ない（6%）という状況です。

## 問 市議会の本会議を見たことがありますか。

結果：見たことがない方が約6割（61%）、何らかの形で見たことがある方が約4割〔傍聴したことがある（9%）、インターネットで見たことがある（2%）、ケーブルテレビで見たことがある（27%）〕となっており、市議会を見たことがない方のほうが多い状況です。

## 問 現在の市議会をどのように評価しますか。

結果：「大いに評価する」（2%）と「ある程度評価する」（22%）を合わせると24%、「あまり評価しない」（30%）と「全く評価しない」（9%）を合わせると39%となり、市議会を評価しない方のほうが多い状況です。また、「議会が何をしているのかわからない。成果が見えにくい」などの理由から「わからない」とした方も全体の3分の1以上（35%）を占めています。

# 七尾市議会基本条例(素案)についての 意見募集(パブリックコメント)のお知らせ

## ■募集期間

平成24年1月4日(水) ～平成24年1月25日(水)

## ■募集趣旨

七尾市議会ではこの度、市議会アンケート結果も参考に、「七尾市議会基本条例(素案)」をまとめました。次は、この素案について広く市民の皆様のご意見を伺い、参考とさせていただいた上で、七尾市議会基本条例の成案を作成したいと考えていますので、ぜひ皆様のご意見をお寄せください。

## ■提出方法

①七尾市ホームページから直接送信

②11ページの意見書様式を郵送・FAX・メール・持参

〒926-8611 七尾市袖ヶ江町イ部25番地

七尾市議会事務局

FAX 53-1326 Eメール gikajimu@city.nanao.lg.jp

③意見箱への投函

市役所本庁(情報公開コーナー(1階))、ミナ・クル(2階)、  
各市民センター窓口、各公民館

(各施設にも意見書様式を配置してあります)

※お電話、口頭での意見はお受けしませんので、ご注意ください。

## 七尾市議会基本条例(素案)・解説

### 目次

#### 前文

- 第1章 総則(第1条・第2条)
- 第2章 議会及び議員の活動原則(第3条―第7条)
- 第3章 市民と議会の関係(第8条―第10条)
- 第4章 議会と行政の関係(第11条―第13条)
- 第5章 議員間の自由討議(第14条)
- 第6章 委員会活動(第15条)
- 第7章 政務調査費(第16条)
- 第8章 議会及び議会事務局の体制整備(第17条―第20条)
- 第9章 議員の政治倫理、身分及び待遇(第21条―第23条)
- 第10章 最高規範性と見直し手続(第24条・第25条)

#### 附則

平成12年4月に施行されたいわゆる地方分権一括法や、地方分権改革推進法によって国から地方への権限委譲が進むにつれ、本市が自らの責任において、その組織及び運営に関する様々な決定を行うことが可能となり、議会の果たすべき役割及び責務の重要性が増大している。

七尾市議会はこれまでも、七尾市議会議員政治倫理条例(平成16年七尾市条例第248号。以下「議員政治倫理条例」という。)の制定や議員定数の削減、政務調査費の使途の明確化など、議会改革に取り組んできたが、これまでに以上の役割を果たすため、より一層市民からの信頼に応えるために、積極的な情報公開を通じて開かれた議会運営を目指し、議会活動への市民参加や議員相互の自由闊達な議論を展開しながら、市政の論点を明らかにして、政策立案及び提言を積極的に行っていくかなければならない。

ここに本市議会は、議会の基本理念及び役割と責務を明らかにすると

もに、議会と市民及び市長その他の執行機関との関係を定めることにより、市民の負託に応えられる議会を目指し、議会における最高規範として、この条例を制定する。

#### ■解説

この条例を制定するに至った背景や経緯を示し、議会としての決意を述べています。

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この条例は、二元代表制の下、本市のまちづくりを進める中での議会の役割を明らかにするとともに、議会に関する基本的事項を定めることにより、地方自治の本旨に基づく市民の負託に的確にこたえ、もって市民福祉の向上及び公正で民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。

#### ■解説

この条例の目的を定めています。議会の役割や市民参加、情報公開など、議会運営の基本的事項を明文化し、実行することで、市民の福祉の向上・市政発展に寄与します。

※二元代表制：・首長(市長)と議会議員とともに住民(市民)が直接選挙で選ぶという制度です。この制度の特徴は、市長、議会がともに住民を代表するところです。市長と議会が対等の機関として、市の運営の基本的な方針を決定し、またその執行を監視します。

### (議会の役割)

第2条 議会は、市民の代表から構成される市の団体意思の決定機関である。

2 議会は、市の議事機関であり、条例の制定、予算の議決及び決算の認定並びに行政活動を監視する権限を有する。

#### ■解説

議会の基本的な役割について定めています。議会は市民の代表機関であることを自覚し、政策立案に取り組み、また、市長が行う市政運営を厳しくチェックします。

## 第2章 議会及び議員の活動原則

### (議会の活動原則)

第3条 議会は、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。

- (1) 公正性及び透明性を確保し、市民に開かれた議会を目指すこと。
- (2) 議決責任を深く認識し、市民に対して積極的な情報公開に取り組みとともに、説明責任を果たすこと。
- (3) 市政運営の監視及び評価を行うこと。
- (4) 政策立案及び政策提言に取り組むこと。
- (5) 市民の多様な意見を的確に把握し、市政及び議会運営に反映させること。
- (6) 自由闊達な討議を行い、市政の課題に関する論点及び争点を明らかにするよう努めること。

#### ■解説

議会の基本的役割を担うため、議会がすべき活動の原則を定めています。市政運営のチェックと評価をし、様々な政策の立案・提言をします。また、積極的に情報を公開・発信し、市民の意見を聞いた上で、議員間における自由な討議を経て、その意見を市政に反映します。

### (議員の活動原則)

第4条 議員は、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。

- (1) 市政の課題及び市民の多様な意見を的確に把握し、市政に反映させること。
- (2) 市政に関する必要な調査研究を行い、政策立案及び政策提言を行うよう努めること。
- (3) 議会活動及び市政運営に関する自らの考えについて、市民への説明責任を果たすこと。
- (4) 議会が言論の場であること及び合議制の機関であることを認識し、議員間の自由な討議を重んじること。
- (5) 議会の構成員として、一部団体及び地域の代表にとられず、市民全体の福祉の向上を目指して活動すること。

#### ■解説

議会の活動原則に実行性を持たせるため、議員自身の活動原則を定めています。議員個人としても、市全体のことを考え、各種調査研究を行い、市民の声を聞き、説明責任を果たします。また、議会において様々な意見が混在するのは当然と捉え、議員間の自由な討議を尊重します。

#### (議長の責務)

第5条 議長は、議会を代表して中立公正な職務遂行に努めるとともに、議会の品位を保持し、民主的かつ効率的な議会運営を行うものとする。

#### ■解説

議長の責務について定めています。議長は議会を代表し、いかなる場合も中立公正の立場で、民主的な議会運営を行います。

#### (党派)

第6条 議員は、議会活動を行うため、基本的政策が一致する議員3人以上をもって党派を結成することができる。

2 党派は、その活動において、政策立案及び政策提言を行うための調査研究を積極的に 行うよう努めなければならない。

3 党派は、その活動について、市民に対して説明するよう努めなければならない。

#### ■解説

議員が充実した議会活動を行うために結成する、党派について定めています。基本的政策が一致する者が集団として、調査研究を行い、政策の立案・提言を行います。また、その活動内容を市民に説明します。

#### (議会改革の推進)

第7条 議会は、自らの改革に取り組むため、必要に応じて議員で構成する検討組織を置く。

#### ■解説

新たな議会改革が必要になったときには、中心的存在として、改革をリードする組織を設置することを定めています。

## 第3章 市民と議会の関係

#### (情報公開)

第8条 議会は、市民に対し、多様な方法を用いて、議会の保有する情報を積極的に提供し、情報の共有を図るとともに、説明責任を十分に果たさなければならない。

2 議会は、本会議、常任委員会のほか、すべての会議を原則として公開するものとする。

#### ■解説

これまで閉鎖的だと捉えられていた議会活動について、積極的に情報公開することを定めています。議会が保有する情報や、議会での会議を公開

し、市民と情報を共有し、更には議会への市民参加を促します。

## 第4章 議会と行政の関係

(市民参画及び協働)

第9条 議会は、市民との意見交換の場等、市民参画の機会を設けるとともに、市民との協働を推進するものとする。

2 議会は、常任委員会、特別委員会等の運営に当たり、参考人制度及び公聴会制度を十分に活用して、市民の意見を議会の討議に反映させるよう努めるものとする。

3 議会は、請願及び陳情の審議等においては、必要に応じて当該請願者又は陳情者の意見を聴くものとする。

4 議会は、前項の規定にかかわらず、当該請願者又は陳情者が市民の場合で申出があるときは、当該請願者又は陳情者の意見を聴く機会を設けるものとする。

### ■解説

市民の議会参加を促し、議会と市民との協働を推進することを定めています。議会は、政策提案的な請願や陳情については、審議の際に必要なときは提案者(市民)から意見を聞くなどして、その結果を議会における討議に反映させます。

(議会報告会)

第10条 議会は、市政の課題全般に柔軟に対処するため、議員及び市民が自由に情報及び意見を交換する議会報告会を行うものとする。

### ■解説

議会と市民との情報・意見交換の場を設けることを定めています。定例会や臨時会での審議の内容や経過などを、議員自らが市民に報告する場を設けます。併せて議会全般についての意見交換も行います。

(議員と市長等執行機関の関係)

第11条 議会審議における議員と市長等執行機関及びその職員(以下「市長等」という。)は、次の各号に掲げるところにより、緊張関係の保持に努めなければならない。

(1) 議員の市長等に対する質疑及び質問は、広く市政の課題に関する論点及び争点を明らかにするため、一問一答の方式で行うことができる。

(2) 本会議又は委員会に出席した市長等は、議員から質問を受けたときは、その論点を整理するため、議長又は当該委員会の委員長の許可を得て、当該議員に対し発言の趣旨を確認することができる。

### ■解説

議会審議の場における議員と市長との緊張感保持について定めています。審議の際には互いに緊張感を保持するとともに、市民に対し、その論点を明白にするため、本会議における質問方法を従来の一括質問・一括答弁に限らず、一問一答で行うことも出来ることとし、市長は議員の質問内容に疑義があるときはその趣旨を確認できます。

(閉会中の文書による質問)

第12条 議会は、閉会中に市長等に対し、文書により質問を行い、文書による回答を求めることができる。

### ■解説

閉会中の市政に対する質問について定めています。議員が行う質問は議会の会期中に限り行うことが出来ますが、その質問を補充し、更なる市政運営のチェック機能強化のため、議長は議会を代表して閉会中も文書による質問をし、回答を求めることが出来ます。

(議会審議における論点情報の形成)

第13条 議会は、市長が提案する重要な政策について、議会審議における論点情報を形成し、その政策水準を高めることに資するため、市長に対し、次に掲げる事項が容易かつ明確に理解できる説明資料を作成するよう求めるものとする。

- (1) 政策等を必要とする背景
- (2) 提案に至るまでの経緯
- (3) 他の自治体の類似する政策との比較検討
- (4) 市民参加の実施の有無とその内容
- (5) 総合計画及び広域行政との整合性
- (6) 財源措置
- (7) 将来にわたる効果及び費用

#### ■解説

議会は、市長が提案する重要政策の水準を更に高めるため、この7項目の情報(資料)提供を求めることを定めています。議会は、この情報を基に論点や争点を整理し、その政策がより良いものとなるように審議します。

(地方自治法第96条第2項の議決事件)

第14条 地方自治法第96条第2項の規定による議決事件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 七尾市まちづくり条例(平成 年七尾市条例第 号)に定める基本構想及び基本計画
- (2) 市が他団体と結ぶ提携又は協定のうち、予算を伴うもの
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市行政の各分野における政策及び施策の基本的な方向を定める計画、指針その他これに類するもの。ただし、行政内部の管理に係る計画、特定の地域を対象とする計画及び計画期間が5年未満のものを除く。

#### ■解説

市政全般の各分野での基本となる計画や指針については、議会の議決が必要となることを定めています。市政のチェック機能を強化するとともに、議会も市長とともに市民に対する責任を担います。

## 第5章 議員間の自由討議

(政策討論会)

第15条 議会は、共通認識を醸成するため、積極的に政策討論会を行うものとする。

#### ■解説

自由闊達な討議を行う(第3条)、自由な討議を重んじる(第4条)ため、議員間の討議の場を設け、議員間の共通認識を醸成、合意形成を図るため政策討論会を行います。

## 第6章 委員会の活動

(委員会の適切な運営)

第16条 議会は、社会経済情勢等により新たに生じる行政課題等に迅速かつ的確に対応するため、委員会の専門性と特性を活かし適切な運営に努めるものとする。

2 委員会は、市民からの要請に応じ、審査の経過等を説明するとともに、議員及び市民が自由に情報及び意見を交換する懇談会等を積極的に行うよう努めるものとする。

#### ■解説

議会が行う委員会活動について定めています。委員会が持つ専門性を活かし、議会、議員個人としてのみならず、委員会としても市民との意見交換

などを積極的にを行い、適切な委員会運営をします。

## 第7章 政務調査費

(政務調査費)

第17条 政務調査費については、七尾市議会政務調査費の交付に関する条

例(平成16年七尾市条例第6号)に定めるところによる。

- 2 議員は、政策立案及び調査研究等に資するため、政務調査費の交付を受け、証拠書類を公開すること等により、その用途の透明性を確保するものとする。

### ■解説

政務調査費については、別の条例で規定しています。このほか、その条例を遵守し、使途に疑念が生じないように、適正に執行し、併せて情報公開をするよう定めています。

※政務調査費：議員の調査研究のために必要な経費の一部として交付されるものです。(研修会参加費用、資料の購入や作成費用、先進地や現地調査のための費用 など。)

## 第8章 議会及び議会議務局の体制整備

(議員研修の充実強化)

第18条 議会は、議員の資質並びに政策形成及び立案能力の向上を図るため、議員研修の充実強化に努めるものとする。

### ■解説

議員の資質を向上させ、議会活動・審議が充実するよう、議員研修を強化します。

(専門的知見の活用)

第19条 議会は、議案の審査又は本市の事務に関する調査のために必要があると認めるときは、専門的知見を活用し、議会の討議に反映させるよう努めるものとする。

### ■解説

行政事務は多岐にわたるため、必要なときは専門分野の識者に意見を求め、その内容を十分理解した上で、議会において審議します。

(議会議務局の体制整備)

第20条 議会は、議会の政策立案能力を向上させ、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会議務局の調査及び法制機能の充実を図るものとする。

- 2 議長は、議会議務局職員の任免を行うとともに、専門的な知識経験を有する職員の任用及び職員の専門的能力の養成に努めるものとする。

### ■解説

議員の活動を補助する議会議務局の体制について定めています。議員が効率的に活動できるように、職員の専門的な能力を養成するなど、事務局の機能強化を図ります。

(議会図書室)

第21条 議会は、議員の調査研究に資するため、議会図書室の充実に努めるものとする。

### ■解説

議会に設置する図書館について定めています。議員の調査研究のため、各種資料や文献を充実させるように努めます。

## 第9章 議員の政治倫理、身分及び待遇

(議員の政治倫理)

第22条 議員は議員政治倫理条例を規範とし、遵守しなければならない。

■解説

議員の政治倫理については、別の条例で定めており、これを遵守することと定めています。

(議員定数)

第23条 議員の定数は、七尾市議会議員定数条例(平成17年七尾市条例第76号)に定めるところによる。

2 議員定数の改正に当たっては、行財政改革の視点だけではなく、市政の現状と課題、将来の予測と展望を十分に考慮するものとする。

3 議員定数の基準は、人口、面積、財政力及び市の事業課題並びに類似市の議員定数と比較検討し、決定するものとする。

■解説

議員の定数については、別の条例で定めています。しかし、その見直しする際には、市政の現状、将来展望などを十分考慮し、更に類似市の状況も検討して決定することと定めています。

(議員報酬)

第24条 議員の議員報酬は、七尾市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(平成16年七尾市条例第42号。次項において「議員報酬等条例」という。)に定めるところによる。

2 委員会又は議員は、議員報酬等条例の改正議案を提出しようとするときは、明確な改正理由を付して提出するものとする。

■解説

議員報酬については、別の条例で定めています。しかし、その見直しをする際には、市民の理解が得られる明確な理由が必要であると定めています。

## 第10章 最高規範性で見直し手続

(最高規範性)

第25条 この条例は、議会における最高規範であり、議会に関する他の条例及び規則等の制定、改廃並びに解釈及び運用に当たっては、この条例の趣旨を尊重し、この条例との整合を図らなければならない。

2 議会は、議会に関する法令の解釈及び運用に当たっては、この条例との整合を図らなければならない。

■解説

この条例の最高規範性について定めています。この条例は本市議会における最高規範なので、この条例の規定に反した議会条例や議会規則などの制定、改正、廃止はできません。

(見直し手続)

第26条 議会は、一般選挙を経た任期開始後できるだけ速やかに、及び必要に応じて、この条例の目的が達成されているかどうかを議会運営委員会において検討するものとする。

2 議会は、前項による検討の結果、制度の改善が必要な場合は、この条例の改正を含めて適切な措置を講じるものとする。

■解説

この条例の実効性を将来にわたって担保するため、随時内容の検証を行い、必要があれば改正するなど、適切な措置を講じることと定めています。

### 附則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

# 七尾市議会基本条例(素案)に対する意見

※住所と氏名をご記入ください。

住所	
ふりがな 氏名	

FAXまたは郵送で

〒926-8611  
七尾市袖ヶ江町イ部25番地  
七尾市議会事務局  
FAX 53-1326

※ご意見をご記入ください。

ご意見記入欄

- ※1 ご意見記入欄が不足する場合は、別途任意の用紙にて追加してください。
- ※2 個人情報、あるいは個人が特定できるような情報は、七尾市議会基本条例の成案作成にあたっての参考にする目的以外には一切使用せず、公表はいたしません。

# 謹んで新春のお喜びを申し上げます



議長 石川 邦彦  
教育民生常任委員会



副議長 垣内 武司  
産業建設常任委員会



山崎 智之  
◎総務企画常任委員会



山添 和良  
○教育民生常任委員会



佐藤 喜典  
◎産業建設常任委員会



木下 敬夫  
総務企画常任委員会



岡部 俊行  
◎総務企画常任委員会



儀貝 和典  
総務企画常任委員会



久保 吉彦  
◎教育民生常任委員会



杉木 勉  
○産業建設常任委員会



荒川 一義  
教育民生常任委員会



松本 精一  
産業建設常任委員会



伊藤 厚子  
教育民生常任委員会



永崎 陽  
総務企画常任委員会



大林 吉正  
教育民生常任委員会



桂 徹男  
総務企画常任委員会



高僧 弘  
産業建設常任委員会



中西 庸介  
教育民生常任委員会



今田 勇雄  
産業建設常任委員会



杉本 忠一  
産業建設常任委員会



木下 孝輝  
総務企画常任委員会

「公職選挙法」の規定に基づき、  
市民の皆様への「年賀状によるご挨拶」は、  
本紙をもって代えさせていただきます。

正副議長を除き、議席順で掲載  
(各常任委員会名の◎印は委員長、○印は副委員長)

